Keio Associated Repository of Academic resouces

·	コークロナキケザ等してつるよう
Title	弘仁の日本書紀購讀と私記の成立
Sub Title	The lecture on the Nihon shoki (日本書紀) delivered in Konin (弘仁) era at the imperial court and the formation of the "Konin" private interpretation of the Nihon Shoki
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.231- 251
JaLC DOI	
Abstract	The purpose of this article is to describe the circumstances and intent of the meetings for lecture on the Nihon Shoki ("Chronicle of Japan" compiled in 720 by the Imperial command in the reign of Empress Gensho 元正) held in the Konin era (810 ~ 823) together with the formation of the "Konin Private Interpretation of the Nikon Shoki" 弘仁私記 which was compiled according to the lectures given at the Court. In conclusion, the writer of this article clarifies the following points. In the early Heian period, the Ritsuryo System 律令制度 (the administrative and judicial system in accordance with provisions of the Taiho Ritsuryo, the Code compiled in the Taiho era (701)) was strained to the breaking point and the reconstruction of the administrative system was urgently required. Accordingly the historical consciousness was awakened among the courtiers. Under these circumstances, they took an interest in the description on the Nihon Shoki in which the ancient spirit of nationalism was expressed. At the same time, the traditional clan system was in a state of disorder, and owing to changes in the language the ancient Japanese words had been misunderstood. Indeed the direct purpose of the promoters of the lecture meetings was to cope with the disorder in the clan system and in the Japanese language at that time. The lecture meetings in question were held during the two years 812 and 813 in the reign of Emperor Saga, by Imperial order appointing Ono-Nincho 多人長 to the post of instructor to give lectures on the Nihon Shoki to the courtiers. The book of "Konin Private Interpretation of the Nihon Shoki", however, was compiled more than ten years after the time when the court had the lecture meetings. Accordingly, there are some misinterpretations in the description of the book. Because of such misinterpretations, various doubts about the description have been entertained by many historians, especially as to its preface. The writer of this article proves the reliability of the discriptions by clarifying the circumstances in question
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0235

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

弘仁の日本書紀講讀と私記の成立

志水正

司

一、はじめに

釋日本紀に載せるところの康保二年外記勘申の日本紀講例などによつて知られている。その平安朝の最初に位置するの れる。かように養老のそれとは一應區分される平安朝の一連の書紀講讀において、その初頭をなす弘仁の講書とその私(誰)) 記の成立について考察することは有意義といえよう。 味において行われたものと考えられるのであつて、それは以後の平安朝の講書とは同列に見做し難い性格のものと思わ が弘仁年間の講筵であり、その關連に於いて成つたものが所謂日本書紀弘仁私記である。それを遡る養老五年の講書は、 一部に疑問とするむきもあり、またその開講を認めるとしても、養老四年の書紀撰進の翌年にその披露というほどの意 上代の朝廷に於いて日本書紀の講讀が養老・弘仁・承和・元慶・延喜・承平・康保等の數回に亘り行われたことは、

思う。この序文には弘仁講書の動機及びその實施についてやゝ詳細な叙述がみられるからである。 であつて十分ではない。そこで私は、これを補うに所謂弘仁私記序即ち日本書紀私記甲本の序文の記事を利用しようと いま、この考察に當り、日本後紀弘仁三年六月戊子條の記事がまず史料となるのであるが、それは極めて簡単なもの しかし、 私記甲本序

=

出されており、その記事は信用し難いとまで言われているのである。それにも拘らず敢てこの序文を援用しようとする(誰)) の内容的檢討の一部をなすものでもある。即ち小稿は、弘仁年間に於ける日本書紀講讀と私記の成立を論述しながら、 てなお利用に耐えることを辨明しなければならないであろう。その意味で小稿は、さきの拙稿「日本書紀私記甲本につ のであれば、當然この私記序に寄せられた先學の諸疑問について檢討吟味を加え、その記事內容が弘仁私記序のものとし が果して弘仁私記序と見做し得るかについては、中澤見明・宇佐神正康・和田英松・岩橋小彌太らの諸氏より疑問が提 同時に日本書紀私記甲本の序文―弘仁私記序の信馮性をも論證しようとするものである。 いて」(史學三〇一三)において論説した私記甲本即弘仁私記論の外緣的研究に引續いて行わるべきところの、甲本記事

- 1
- 2 天慶六年の日本紀竟宴歌の序にも「弘仁承和之朝、元慶延喜之世、 重開"講席。」とのみ見えて、 養老の講筵との關係は述べら武田祐吉「上代日本文學史」外編(昭和五)など ていない。
- 3 和田英松「本朝書籍目錄考證」弘仁四年私記の項 宇佐神正康「日本書紀研究史雜考(上)」國語國文六—二(昭和十一) 中澤見明「古事記論」第二編第六章(昭和四) 岩橋小彌太「上代史籍の研究」日本紀私記考(昭和三一) (昭和十一)

弘仁講書 Ō 開 催

弘仁の日本書紀講筵については、 日本後紀弘仁三年六月戊子條に

とみえている。しかしこれには別にいささか相異する記事が存して、 是日始令_"參議從四位下紀朝臣廣濱·陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十餘人讀,"日本紀、散位從五位下多朝臣人長執講。 講筵の時期及び參席者について疑問が生ずるの

である。

まず、講筵の時期の問題についてみるに、弘仁私記序には

冷然聖主弘仁四年在祚之日 愍,i舊說將√滅本記合訛´韶,i刑部少輔從五位下多朝臣人長,使√講,i日本紀;

とある。こゝでは講年は弘仁四年となつており、後紀が弘仁三年とするのと相異している。このほか本朝書籍目錄にも

弘仁四年私記、三卷、〔多朝臣人長撰〕

うから、前掲の記事ももとは弘仁私記序に據つて書かれた疑が濃い。また、 在』此書。〕」とあり、これは弘仁私記序に「有』神別記十卷,〔天神天孫之事具在』此書。〕」とあるに依つたものであろ とある。しかし、この目錄の記事について檢べるに、同目錄中に、「神別記、十卷、〔日本紀私記曰、 日本紀竟宴和歌にも、 天皇天孫事具

弘仁四年講、博士刑部少輔大朝臣人長、〔外記日記注』弘仁三年〕

とある。いまその伊勢貞丈手寫加注本を見るに、

弘仁三年講

古寫本の殆どが「四年」としている以上、後紀の記事によつて直に三年の過誤と決めて了うことは謹まねばならないで と注記して、後紀により弘仁三年とし、 四年とあるのは非なりとしている。 しかし最も古い本妙寺本をはじめとして

と述べられているが、それとしても、「四年」といい人長を「刑部少輔」としているのは、該記事が間接的にもせよ弘 あろう。この竟宴和歌の記事について、かつて彌富破摩雄氏は「此れは釋紀其の他の記事によつて摘記したものらしい」

さて、それらの源泉をなすと考えられる弘仁私記序の「四年」の記事であるが、和田英松氏は、

仁私記序に原據を有つたものであろうと推察せしめる。

私記の序に、四年としたるは、或は三年の誤寫と見るべきにや

と疑つておられる。しかし、釋紀にも

弘仁三年 私記云四年云々

るまい。それならば、後紀や外記日記等に弘仁三年といいまた弘仁私記序に四年というとき、この間の差異は如何に考 えらるべきであろうか。ここで注意されるのは、弘仁私記序に、 と見えるなど、われわれの辿り得る限りでは四年となつているのであり、これを単に誤寫と疑つて看過すべきではあ

開"講席了一周之後、卷祑旣竟 【一年爲」周】

即ち年を越えて翌四年に講を畢えたと考えられるのであつて、これに從えば、開講の三年を記すのが正しいのであろう が、四年と言つたにしても全く容認できぬまでの過誤でもあるまい。そして後述するように、弘仁私記序が講筵の年か ら十年以上も後に書かれたものであつてみれば、こうしたことは容易にあり得ることと思われるのである。 と見えていることである。これによれば講書は年を越えて行われたのであり、弘仁三年六月に開講せられ「一周之後」

次に講筵の参席者の問題についてみると、弘仁私記序には、

菊池麻吕·兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼·文章生從八位上滋野朝臣貞主· 韶"刑部少輔從五位下多朝臣人長,使、講"日本紀。卽課"大外記正六位上大春日朝臣頴雄• 無位嶋田臣清田· 民部少丞正六位上藤原 無位美努連清庭等,受 朝臣

業 就,,外記曹局,而開,,講席,

5_。 名は無く、 陰陽頭等の名を記し、 これらの差異は、 とある。 前者には見えぬ大春日頴雄ら六人の名が列擧されており、こゝに一應の疑惑がもたれるのである。 これを前の日本後紀の記事と對照するに、多人長の執講のみ一致して、後紀に記される紀廣濱・阿倍眞勝の そのいずれが眞相を傳えるものかと問われるよりも、受業した「十餘人」の中で、後紀は上位の參議 私記序は地位は比較的低いが寧ろ講習の中心であつた外記等の名を留めたものと解すべきであろ しかし、

十餘人が参席して開催せられ、 執講の下に、紀廣濱・阿倍眞勝をはじめとし大春日頴雄・藤原菊池麻呂·安倍藏繼・滋野貞主・嶋田清田·美努清庭等 以上の考察よりすれば、 弘仁の日本書紀講筵は、 翌四年に至つて書紀全卷の講讀を畢えたのであつた。 嵯峨天皇の詔命により、 弘仁三年六月、 外記曹局に於いて、多人長

4 國立上野圖書館收藏、その奥書に

安永八年已亥六月六日、 伊勢平藏貞丈寫回

同九年庚子十二月廿四日得二一本 以校合了 (朱筆)

6 和田氏前揭書、八七頁

彌富破摩雄「日本紀竟宴歌の研究(四)

」國學院雜誌三六一六

(昭和五)

5

三、弘仁私記の成立

ついて考察しよう。 上述した弘仁講書の關連に於いて作成せられたのが所謂日本書紀弘仁私記である。 現存の弘仁私記―日本書紀私記甲本は、 講書の當時、 即ち弘仁三―四年に作られたものではないで 以下弘仁私記の成立年代の問題に

あろう。 その「冷然聖主弘仁四年在祚之日」といひ、「冷然聖主弘仁十年」と記したるによれば、 和田英松氏の「本朝書籍目錄考證」の中にも、

嵯峨天皇御譲位後のもの

なるを證すべし。 冷然は、 嵯峨天皇御讓位後の御所なればなり。 (八六頁・傍點引用者)

條の貞主の弟滋野貞雄の卒記に「弘仁十四年改,宿禰,賜,朝臣,」とあれば、弘仁十四年以後に記されたことを證示する と說かれている。 これに些か管見を附加すれば、 また「滋野朝臣貞主」とあるのも、 三代實錄貞觀元年十二月廿二日

ものと思われる。 これらは共に弘仁私記成立の時期の上限を示すものであろう。

つて、そこに記される官位の亂雑・ 齟齬を犯していることが指摘されたのであつた。いま、 弘仁三・四年に基準をお

てこれを吟味してみるに、

刑部少輔從五位下多朝臣人長···

正史では散位となつている(後紀)。

大外記正六位上大春日朝臣頴雄 「從五位下魚成第一男」

弘仁五年二月になお少外記であつた(符宣抄)。 また、弘仁十三年正月に正六位下から從五位下になつたといわれ

(類皮)、それ以前には正六位下乃至その下位であつた筈である。

民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂(從五位下是人第四男也)

是人は延暦四年八月すでに從五位下から從五位上にのぼつている

兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼(從四位下弟者第二男也)

特に認めず

文章生從八位上滋野朝臣貞主【從五位上家譯一男】

貞主の卒記によれば弘仁二年すでに少内記に任ぜられている(文賞、仁壽二、二、)。從つてそれに相當する正八位

家譯の場合も從五位上に叙せられたのは弘仁十三年十一月である(類史)

無位嶋田臣清田〔正六位上村田第一男〕

上でもあつたろうかと疑われる。また、

特に認めず

無位美努連淸庭〔正六位上友依第三男也〕

特に認めず

の如くである。 和田氏はここから、この弘仁私記は「果して當時のものなりや、後人が作りたるものなりや、頗る疑

この私記序が講筵から十年以上も經た嵯峨天皇讓位の弘仁十四年以後に書かれたことを念頭に置くならば、かかる雑亂 ふべきに似たり」と言つておられる。しかし、ここを以つて直に弘仁私記を後世の偽撰と疑う論據とすべきであろうか。(註c))

差違はあり得べきことのようにも思われるのである。却つて、太田晶二郞氏はこれらの問題について、

手廻しと言はねばなるまい。 在であり(外記補任、 らうとなかなかに實が伺はれるとも言へよう。又其他の人名で「無位島田臣清田・無位美努連清庭」の如き者すら實 かかる外記の一志水註)大少の違ひと共に、十年もたてば寧ろ當り前でもあらう。誤つてはゐるが甚だしく乖離 頭銜の不合も、貞主は弘仁二年迄は實際文章生であつたので(文質、仁壽二、二)、全然無根事ではなく、 作爲ならば補任などにも當つて却つて正確な所を冠するであらうに、さうしたこともせず大よそに記憶で書いた 東寶記僧寶所載官符、等)、「正六位上安倍朝臣藏繼」も合する(類史)などは作爲ならば大した (穎雄に せぬ

述されたものであるが、これをただちに後世の僞撰と疑うことは出來ないのであろう。 階が從五位下であり少輔はその相當の官職であつてみれば、その記事を疑うよりも、 の頃に該職に任官したことを知り得るのではあるまいか。かように見來るならば、弘仁私記は講書から十年餘の後に編 と反論しておられるのである。その驥尾に付して一言すれば、多人長の頭銜が刑部少輔となつていることも、と反論しておられるのである。その驥尾に付して一言すれば、多人長の頭銜が刑部少輔となつていることも、 かえつてそこから人長がこの前後 彼の位

本に引用されている。 そこで弘仁私記の成立年代の下限について考察してみよう。 弘仁私記は釋日本紀所引の公望私記及び日本書紀私記丁

公望私記云、 案二三卷私記、是字コムケル讀之、 〔謂,三卷私記,者弘仁私記也〕 (釋紀)

弘仁三卷私記序云、 異端小說、 惟力 亂神、 爲」備11多聞1 莫」不11該博? 一書及或說爲"異端 反語又諺日爲"小說"也

者……(私記丁本)

安全な點を求めるならば、それは弘仁私記が承平六年の私記に引用せられているということであろう。 辨に轉じているからである(公卿補任)。そこで疑わしい部分はこれを保留し、 承平四年十二月で、天慶二年九月に薨じており、朝綱が左少辨になつたのは承平三年十月で、天慶三年十二月には右中 朝綱就,內記所,陳云」と見えており、これが承平の私記の零本であることは明白である。即ち淑光が参議となつたのは 紀私記丁本は、同書中に、「此時参議紀淑光朝臣問日」「参議淑光朝臣横點云」とあり、また「此日講了、左少辨大江朝臣 に撰述されたものであろうと推せられるが、いまにわかにその何れに當るかを決定することは困難である。 この公望私記は、延喜四年矢田部公望が尙復であつたときと、承平六年彼が博士であつたときのいずれかの講書の折 當面の目的のために斷言し得べき最も 次に日本書

しかし又、かつて宇佐神正康氏が、

賜つて居る事實から考へれば、弘仁末年を降る餘り遠からぬ時代のものであるかとも思はれる。(註)) 序文中に記されてある島田臣清田が、文徳實錄齋衡二年九月十八日條に記されて居る如く、弘仁十四年に朝臣姓を

うにも思われるのである。 が、序文中に同じく弘仁十四年賜姓の「滋野朝臣」が記載されているのを認めるとき、氏の疑問も無下に斥け得ないよ と言つておられるのも注意される。 後代にも態々舊に復して 臣と記す場合もあろうと考えられて 直には支持し

るのである。 らくはその上限に近いころ、書紀講讀の際の覺書乃至記憶をもととし、また序文を附して編述せられたものと考察され これを要するに、弘仁私記は、 弘仁三・四年の講筵よりやや遅れて、 弘仁十四年以後・承平六年以前に、そしておそ

討

- (7) 宇佐神氏前揭論文、一四頁
- (8) 和田氏前揭書、八八頁
- 9 太田晶一郎「上代に於ける日本書紀講究」本邦史學史論叢所収 (昭一四)、一〇頁。
- (10) 宇佐神氏前揭論文、一七頁。

1、弘仁講書の側面(一

ここにひるがえつて弘仁の日本書紀講讀は何故に行われたのであろうか、その意圖は奈邊に存したのか の問題に

ついて考察してみよう。 弘仁私記序をみるに、紀・記及び神別記について述べた後に、

師資,之所」致也。凡厥天平勝寶之前每一代使"天下諸氏各献,本系、永藏,秘府,不」得,、輙出,今存,圖書寮,者是也。冷 然聖主弘仁四年在祚之日、愍,,舊說將滅本記合訛、詔,,刑部少輔從五位下多朝臣人長,使,講,,日本紀。 人看,或以,馬爲,牛或以,羊爲,犬、輙假,,有識之號,以爲,,述者之名,即知官書之外多,,穿鑿之人,是以官禁而令,焚人惡 而不愛、今猶遺漏遍遍在;;民間、多ゝ僞少ゝ眞無ゝ由;;刊謬、是則不ゝ讀;;舊記〔日本書紀・古事記・諸民等之類〕 ;無ゝ置;; 自」此之外、更有,帝王系圖・諸民雜姓記・諸蕃雜姓記・新撰姓氏目錄者、如」此之書觸」類而夥、

まず師資を置かざるの致すところであつて、そのために舊說・古記も訛滅しようとしているという事態を愁えて、 と記している。すなわち、氏姓を混亂せしめる夥しい偽濫雜駁の私書が橫行しているが、それは紀・記等の舊記を讀

が開催せられたことを述べているのである。

等を有力な典據としていることが十分窺知せられるのである。 うことは推察に難くないのである。 用されたのであつた。 化古風、 に依據して解決しようとする風潮の存したことが知られるのであるが、 の序文に「歴探,,古記,博觀,,舊史」「據,,古記,以册定」したことを述べており、實際その本文の記定において紀・ ることは猨女公の女一人に決定されることになつた (秩格二)。 また弘仁講書よりやゝ遅れて撰進された新撰姓氏錄もそ には「小野朝臣野主等解解、猨女之興、 は 裁決したのであつた 召喚し事由を勘問すると共に、 同十一年の大政官符は のである。 「據,,日本書紀,」 當時の氏姓制度上の偽妄紛糾という事態を調停するにあたつて、 擧目明白」 例えば、 り常祀のほか奉幣の使は兩氏相半すべきを斷じたのであつた (同年月條)。 更に弘仁四年十月の官符 と揚言せられ、 神事に御膳を供奉する行立の先後について高橋朝臣と安曇宿禰とが争つていたが、 (引高橋氏文)。 また幣帛使をめぐる中臣朝臣・忌部宿禰二氏の争いについても、大同元年八月の勅(本朝月令所)。 か」る時代の趨勢よりする書紀への關心の昂まりが書紀講筵を開催せしめる一の因由となつたろ 「謹案、日本紀」」また「考、之國史」」えて理須く高橋氏を先となし、 「搜」、檢日本紀及二氏私記」」して高橋氏の先たるべきを定め、その後の争いについても その氏姓問題に關する正統的權威を認められていた書紀が極めて屢 國史詳矣」とあり、このことが舊記の搜檢によつて立證せられた結果、猨女を貢す かくの如く、 就中弘仁私記序にも「神胤皇裔、 記紀等が據りどころとせられた例は少くない 當時氏姓制度上の紊亂に對處するに、 安曇氏の後に在るべきを 延曆八年兩氏 々典據として適 指掌灼然、 續紀 國史 慕

か このように弘仁講書を氏姓問 題に連結せしめる考えには、 部より疑問が提出されているのである。 すなわ

弘仁の日本書紀講讀と私記の成立ち、關晃氏は、私記の本文をみるも、

氏姓や各氏の祖先に關する書紀の記載に何等の關心をも示してゐないばかりか、 現實の利害や、 社會的地位に關は

りを持つ論爭など全く見當らない。

と言い、また、岩橋小彌太氏も、(註2)

然るに此の書の本文たる弘仁私記にはさういふ(氏姓の一志水註)問題に関係のある記事は全く見えてゐないで、

日本書紀の用語の訓讀を示すのみである。

は動かないであろう。從つて氏姓関係の語句に對する関心の淺からぬことは承認しなければなるまい。そしてまた、弘 私記甲本の語句の區切り樣は傳寫の間の錯誤も多くその算定には異論の余地も存するであろうが、しかし全體的な傾向 私記の氏姓に對する関心はみられないのではなくて寧ろ顯著であると言わなければならぬ――と述べられたのである。 を更に私記乙本・丙本の割合と比較してみても三し四倍を掲載していることになるのである。この檢討に從えば、弘仁 おおよそ八百八十余を算えることが出來るが、その語句を分類して未詳は除き百分率を出してみると、神名・人名は三 のである。いまその大要を摘記してみれば、私記甲本の本文を調査するに、ここに訓釋を附して掲げられた語句は總計(詳語) 私記の本文には氏姓についての関心が認められないのであろうか。この疑惑については、田中卓氏の明解な反論が存する 疑われてくるわけであろう。岩橋氏はこの點を以つて弘仁私記序を訝しむ理由としているのである。しかし、果して弘仁 仁私記には氏姓の現實的問題に関わる直接的言及がみられないという點については、書紀の文を正しく讀解することに 十五%、地名十%その他五十五%となり、氏姓に関係のある神名・人名が甚だ高率を示していることが注意せられる。これ と云われるのである。いまもしこの指摘が正しいとすれば、講書と氏姓問題との関連を說く序文そのものが僞撰かと

序文に向けられた岩橋氏の訝疑のいわれなきことを知り得るのである。 というものであろう。こうして田中氏の檢證によつて、弘仁私記本文に関わる從來の誤解が訂正されたと同時に、その よつて氏姓の問題も自らに解決されることを思うならば、かえつて現實の問題に應對する慎重厳正な態度が看取される

說將」滅 を思うのであるが、その有力な一側面として、氏姓問題の紛糾という因由とその事態に對處せんとする意圖が存してい 筆者もまた、弘仁講書を以つて氏姓問題の解決を唯一の目的とする事業と考えるものではなく、 本記合訛こ」とあつて窺われるように、そこには前者を包攝してより高次の歴史的関心が働いていたろうこと 私記序にも

注

たと論ずるのである。

- $\widehat{\mathbf{1}}$ に寄せられた一連の論考を参照。 のではないと思われる。なお、姓氏蟓の註記の詳細については、 後に附記せられたものとしても、 それは姓氏錄の撰修時に書紀が利用されたことを裏附けるものであつて、 これを排斥するも それは例えば姓氏錄に屢く「日本紀合」「依11日本紀1附」「日本紀漏」「日本紀不見」等の註記が存することに窺われる。も つとも、これらの註記が撰修當初からあつたものかについては疑うむきもあり、 その解決は將來に俟たねばならないが、 假に 柳宏吉氏が續日本紀研究一一五、六、八、十二、及び二一十
- (1) 關晃「上代に於ける日本書紀講讀の研究」史學雜誌五三―十二(昭十七)
- (13) 岩橋氏前揚書、二三四頁
- (1) 田中卓「日本紀弘仁講書と新撰姓氏錄の撰述」藝林一―一(昭二五)
- 15 例えばその總數の算定においても、 私記甲本と書紀」帝塚山學院短大研究年報四、昭三一) 田中氏は八八一と數えているが、 西宮一民氏の場合は九一八としておられる。 (「日本紀

五、弘仁講書の側面(二)

れば漢文體の文章の意義内容を國語の意味形象に於て把握し確立することである」というように單直に考えらるべきも みるに、それは「漢文で書かれた書紀を國語風に讀むと言ふ事である。而して此の作業を考へて見るに、これは換言す 例外というべく、その字訓=倭訓を注記することに最も努力を集中しているのが認められる。私記序もまたその作業に のであるが、それについてみるに、註釋の例もあるが僅少で、 抄の序をみるに 握ということに主眼があるわけで和譯語としては日常の國語が用いられるのが普通であろう。しかるに、いま倭名類聚 のであろうか。それによれば書紀に見える漢語句に相當の和譯を與えて理解するというのであり、その場合には理解把 ついて、 更に弘仁講書のいま一つの側面について考察してみよう。 「以"倭音,辨"詞語、以"丹點,明"輕重」」と記しているのである。しかして、そこに注記された倭訓について 弘仁私記の本文は書紀中の語句を抽出して注記を施したも 訓注がその大多數を占め、それも字音を以つて讀むのは

田氏私記一部三卷、古語多載、和名希存。

とあり、平田篤胤は「古史徴開題記」の中でこれを釋して、

と述べている。これは直接に弘仁私記を指して言つたものではないが、私記の訓注作業を以つて單に和譯とする見解 私記は、 日本紀の全文を古語に讀なすことを弛たる物にして、漢名にあてゝ和名を記せる事の希き由ときこゆ、

が、

更に吟味を要することを示唆しているように思われる。

そこで、更めて弘仁私記の序文をみるに、

其第一第二兩卷、義緣"神代,語多"古質,【世質民淳言詞異」今】、授受之人動易,訛謬,

とあり、それに續いて、

故以,]倭音,辨,詞語,以,]丹點,明,]輕重,

語に異る古代の言詞について、時人が訛謬するに對處して、倭音を以つて卽ちその古語の訓を注して辨明し、また丹點 世の民は質撲にして言詞の今に異り、ために授受の人が容易に訛謬を犯すからであるというのである。卽ち當代の日常 に、彼らが倭音を以つて詞語を辨ずるのは、第一・第二兩卷が義は神代に緣り語は古質多く、そして註記によれば未だ ことをみるとき、實情に則して記述されたものと思われ、輕く看過すべからざる文言というべきであろう。これによる を以つてその聲韻を注したのであることが 理解されよう。 「某。古語云々」の分註が認められるのである。例えば、 とあることが注意されるべきであろう。これは實際弘仁私記の注記が第一・第二兩卷卽ち神代卷に於いて特に詳しい いまその類例を求めるに、 古語拾遺には二十數例に 亘つて

毀畔〔古語、阿波那知〕、埋溝〔古語、美曾字美〕……

(神籬者、古語比茂呂伎)

【古語大蛇謂』之羽々し

などがある。これらはいずれも相當する古語を注記したもので、換言すれば古語としての訓を示したものであるとい

うことが出來よう。

る大きな變動の時期であり、 のと考えられるのである。そして、當時なお古事の記錄は今日の如き目讀ではなくて誦讀されるという傳統が存し、そ その他の語句についてはなお誦習に委ねられていたのであろう。 あろう。 0 が示す通り古い語り傳えを收拾して漢文で記錄したものであつて、 適わしいとも思われよう。 れるのである。そして、 され失われつゝあつた書紀の古語―古語としての訓みが、古傳承に則して辨明・復原せられたのであろうことが考えら う。こうした際に弘仁の日本書紀講讀が行われたのであつた。すなわち、ここにおいて、 えたわけであるが、恰もこの弘仁の前後は、國語史上、記錄法・音韻組織・語法・語彙等の古代語から中古語 書紀として成書化されていたわけであるが、 中の古語としての訓はその誦讀に當つて古傳承の姿の復原に役立てるために附せられたものであることが納得されるで つたろう。書紀の分註のうちに多數の訓注が認められることはそうした推察を裏書きするものと私は解くのであるが、 誦讀に當つて古い傳承の姿への復原が思われたろうこと は容易に推察せられ ることであり、 そのように考えれ ば書 それにしても、 この考察を延長して更に弘仁私記の場合について思案するに、云うまでもなくそこに於ける古傳承は旣に日本 何故に古語の・古語としての訓みが注記せられるのであろうかと疑うに、 その講書の博士が記紀の撰述に参與した安麻呂の後裔の多人長であつたことは、その任に最も 從つて弘仁においては今に異る古語を人々の容易に訛謬するという事態が生じたのであろ 書紀もなお古傳承の筆錄として復原的に古語を以つて誦讀せられたのであ おゝよそこのような狀態が繼續されて弘仁の講書を迎 訓注は古傳承の筆錄に當りその古語を書き留めたも 國語の時代的變遷により訛謬 古語拾遺の場合、 その題名 へ轉換す

以上、 弘仁私記の訓注について縷々推察を述べて來たのであるが、この こ と は 次の檢證によつて裏附けられようと

を試みるのとは、自らその態度を異にするものであつたことが知られよう。 未だ徹底しておらなかつた故と解すべきであろうか。しかし、弘仁私記が漢籍引用の部分を截然と分つてこれに倭訓を れるのであるが、 漢書明帝紀 ここに確認されようと思うのである。しかして、ここからまた弘仁私記は、 漢文風に構文された部分にはその原據としての古傳承の元の姿が失われて了つているということによる當然の歸結と思 の三十余項に亘る訓注は決して及んでいないのである。 梁書武帝紀、 漢籍が屢々剽竊利用せられているところと言われており、 明らかにされつつあるが、そうした潤色の部分をはじめ、 思うのである。 われて、 全く無関心であつたことが認められるのである。いま例を顯宗紀にとつて檢討して みる に、 とて若干の抵抗を冒しても徹底的に倭訓を施すという態度をとり、 弘仁私記の訓注は古傳承の筆錄の部分について以前の古語を復原的に注したものであろうとの上述の推察が 古く谷川士清の日本書紀通證・河村秀根の書紀集解があり、 和帝紀よりの引用部分である。 藝文類聚廿一・廿三、金光明最勝王經等の典據が指摘されているのであるが、これらの部分には弘仁私 すなわち、 弘仁私記の訓注は漢籍引用のところには及んでいない。 日本書紀の文章中に漢籍の文辭を利用し巧みに綴合わせて潤色構文した部分が少からず存す ここには書紀全般を倭訓を以つて讀もうとする徹底的な意? この事實について考えるに、それは漢籍に依據した部分及び純 淮南子脩務訓、 純漢文風の表現に從う部分については、 最近に 後漢書光武帝紀・明帝紀・安帝紀 これを以つて弘仁私記は倭訓の 後世の私記が「凡此書之爲」體以」立,1倭訓 例えば、 ひいては漢籍よりの引用の部分にまで倭訓 おいては小島憲之氏の諸 釋紀の祕訓をみるに、 この顯宗紀は最も多種 弘仁私記の訓注 欲的態度が窺 加注にお 論考によって 「要可假扶 順帝紀 後 の

弘

及ぼしていないということは、むしろ後世の私記が倭訓を附與して訓讀しようとするのとはその態度に於いて異り、こ 承に從つてその古語を極めて忠實に保存したものであることが認められるのである。 度を態動的といえば、後者は所詮受動的なものであつたというべきであろう。このようにして、弘仁私記の訓注は古傳 れはどこまでも古傳承の姿を・古語としての訓みを復原し留保しようとしたものであつたことを思わしめる。 前者の態

側面であつたと考えられるのである。しかして、その古語保存の努力が古傳承への関心と密接な連繫をもつてなされて また、さきに考察した當時の氏姓問題の紛糾に對應するものとしての側面とともに、弘仁講書の因由をなした有力な一 われて行こうとする事態に對處しながら、古語の保存に努力を傾注したものであることが了知せられたであろう。これ いることは留意せらるべきであろう。 以上の考察によつて、弘仁の日本書紀講讀は、當時に於ける國語史上の大きな變遷に古語が次第に混亂謬訛せられ失

計

- (16) 永山勇「日本紀私記に於ける國語研究」文學十一三(昭十七)
- (17) 橋本進吉「國語音韻の變遷」國語音韻の研究所收(昭二五)
- 山田孝雄「平安朝文法史」(昭二七)など参照
- 18 小島憲之「書紀と渡來書」日本史研究四(昭二二)同「書紀の述作」「書紀の素材」人文研究二―一・八、三―八(昭二六・七)

六、むすび――弘仁講書の背景―

弘仁私記の序及び本文を辿つて講書の因由をなした二つの側面を考察したのであるが、それらに共通して根底を貫流

ろう。 暗殺、 難くない。 時律令政治の再建が意圖せられたときに、 るならば、 というのもそうした律令制の破綻の時期に行われた彌縫策とみるときに正しく理解せられるのであろう。 れらの根底には律令社會の全面的崩壞が絕え間なく進行していたのである。そしてかえりみるに、 時代も、實は深刻な矛盾と動搖を內包していたのであつた。いまそれを詳述する余裕をもたないが、例えば、藤原種繼 の方向に於いてなされたものと認められる。 けての平安遷都に續いて、 その理念を示したものである。 施策が相次いで行われ、 り國家の せんとしているのであり、 するものは、 さて、 かかる現實的危機に當面して歴史が回顧されるということは歴史に於ける普遍的事實である。 伊豫親王の謀反事件、 その史的関心の典據とせられ、 淵源を明らかにし諸氏族の由來を記載して、 この平安朝初期はむしろ古代國家が深刻な危機に逢着しその再建が希求せられたときであると言うべきであ かかる當時の 歴史に對する深い関心であると言うことが出來よう。すなわち、氏姓制度上の問題を史書に依據して解決 客觀的條件によつて喚起された歷史意識、 律令制に對する少からぬ改廢をもともなつたのであるが、それらはいずれも律令制の再建補强 また古語の混亂訛謬に對しても古傳承に沿つてこれを復原保存しようとしているのである。 いわゆる律令政治の再建が意圖されていたときである。 藤原藥子の亂等と數えるだけでも當時に於ける政治的頹廢の樣相が窺われよう。 しかして、その書紀を講究した弘仁期はというに、 講讀の對象となつた日本書紀は、 その古代國家の理念を明示した日本書紀が人々の関心を把えたことは推察に しかしながら表面上、生彩ある新政・天皇の盛運などといわれているこの 天皇の支配下に多くの氏族を包含するところの古代國家の體制 就中日本書紀に集められた関心が、 古代律令國家の成立期に當つて、 その時期に於いては、 奈良朝後半に伸長した寺院勢力を避 前述の多彩の諸施策 しかのみならず當 弘仁の書紀講筵 このように見 多彩な刷新 古傳承に依 l かもそ

的機緣をなしながら、 を開催せしめる原因になつたことを私は考えるのである。そして、さきに考察した二つの因由も、それぞれ講書の側面 更に大きなこの歴史的関心の高揚という原因の内に包攝せられるものと思うのである。

の抬頭も抽象的な經學より具體的歷史的なもののうちに國家のあり方を反省摸索しようとしたものとしてまた同樣に納 を述べ志を言う、したがつて本來すぐれて政治的實踐的意味を擔うものであつた故であろう。この前後に於ける紀傳道 の發起を解釋するのはいささか困難ではなからうか」という疑惑が抱かれているのである。 御代たる、 た上記の疑問はいわれなきものと思われるのである。 相容互助の關係にあつたことが理解せられるであろう。 その生起せる史的基盤を共にし、同じく目標を古代國家の再建におくものであつて、牴觸背馳するというよりもむしろ 得される。このように考えるとき、弘仁の書紀講究と當時における唐風の隆盛と、兩者はその道程において異りながらも、 國粹的觀念によつて主導されたのではなく、より深い現實的要請にもとづいたものであることは旣に述べた。 て直に國粹的と考えるのは或る先入感にわざわいされた安易な理解というべきであろう。當時に於ける古典への関心が つたことを看過してはならないのであろう。例えば當時に於ける漢詩文盛行の如きも、それが國家の官僚としての懷 ここで從來提示された疑問に對して一言述べれば、古史國典の回顧を以つて國粹的である見做し、 實は國家的動搖に對應しつつ唐の制度文物の攝取によつて事態を收拾しようとする眞摯の努力に出ずるものであ この時期に於ける唐風の隆盛というも、その挫折に終つたため結果に於いては遊離的粉飾とも觀ぜられるのであ 朝儀に・風俗に・藝文に意圖的・積極的に唐風を移されてゐるので あつ て、 此の時代理想の中で講日本紀 これを要するに現象の表面のみを辿つてその歴史的洞察を缺い しかし、古史の回顧を以つ 「嵯峨天皇弘仁の しかして

けられた從來の疑惑も解明されて、なお信用に耐うることを論じたのである。 代國家の理念を示す書紀に関心が集注されて、 理しつつ考察を述べたものであるが、 られたのは講書より十余年の後のことであり、その記事には若干の齟齬も存するが甚しい乖離は認められず、序文に向 記曹局に多數の公卿・學生等を集めて日本書紀の講讀が行われたのであつた。 る古語の訛謬忘失という事態に對應しつつ、嵯峨天皇の叡慮を以つて、弘仁三年から四年にかけて多人長執講の下に外 以上、 平安朝の初頭、 日本書紀の弘仁講筵の開催及びその因由、そして私記の成立について考察を述べたのであるが、これを要する 律令體制崩壞の危機に當面しその再建を要望される時期において、歴史意識が喚起せられ、 わたくしの妄斷や思考の未熟があろうと疑われる、 直接的には當時の氏姓制度の紛糾に對處し、また國語の時代的變遷によ しかして、現存の所謂弘仁私記が 本稿は諸先學の業績に導かれてそれを整 開陳して大方の御叱正と御教 就中古 編述せ

示をお願いする次第である。

- 19 太田氏前揭論文、一二頁
- 20 凌雲集の序に「文章者經國之大業」とあり、それはそのまゝ經國集の題名ともなつている。 桃裕行「紀傳道の成立」歴史地理七七一一(昭十六)參照文制作の觀念的支柱であつたと認められるのである。(秋山虔「古代官人の文學思想』國語と國文學三二一四、昭三〇) との思想が平安朝初期に於ける漢詩
- 21